

報告第 8 号

専決処分の報告について

市長の専決処分事項に関する条例（昭和 41 年小田原市条例第 34 号）の規定により、次のとおり専決処分したので、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 180 条第 2 項の規定により、これを報告する。

令和 6 年 5 月 28 日提出

小田原市長 加 藤 憲 一

事故賠償について

- | | | |
|---|---------|---|
| 1 | 専決処分年月日 | 令和 6 年 5 月 9 日 |
| 2 | 損害賠償額 | 11,907 円 |
| 3 | 相手方 | 市内在住者 |
| 4 | 事故の概要 | 令和 6 年 3 月 31 日午前 11 時頃、相手方車両が市内栢山 3287 番付近の市道 0046 を走行していたところ、路面の穴状の損傷箇所に落輪し、左前輪のホイール及びタイヤを破損した。 |